

# 独占禁止法上の民事紛争事件の審理における法の適用に関する若干の問題に関する

## 最高人民法院の規定

### (意見募集稿)

#### 目次

一、手続規定（第一条乃至第十五条）

二、関連市場の定義（第十六条乃至第十九条）

三、独占協定（第二十条乃至第二十九条）

四、市場支配的地位の濫用（第三十条乃至第四十三条）

五、民事責任（第四十四条乃至第五十条）

六、附則（第五十一条乃至第五十二条）

法に基づき独占禁止法民事紛争事件を公正かつ効率的に審理し、公正な競争秩序を維持するために、『中華人民共和國民法典』『中華人民共和國独占禁止法』『中華人民共和國民事訴訟法』などの法律の規定に従い、本規定を制定する。

#### 一、手続規定

##### 第一条（2012年規定<sup>[1]</sup>第一条）

本規定にいう独占民事紛争事件とは、独占行為により損失を被った場合、及び契約の内容又は事業者団体の規約、決議、決定などが独占禁止法に違反した場合において、紛争が発生した自然人、法人又は非法人組織が、独占禁止法に基づいて人民法院に民事訴訟を提起した事件をいう。

本規定にいう事業者団体とは、業界協会などを含む2又は2よりも多い事業者が共通の目的を実現するために結成した結合体又は連合体をいう。

##### 第二条（2012年規定第二条）

原告が独占禁止法に基づいて人民法院に民事訴訟を直接提起し、又は独占禁止法執行機関によって独占行為を構成すると認定される処理決定がなされた後に人民法院に民事訴訟が提起され、かつ法律に規定される他の受理条件を満たす場合、人民法院はこれを受理しなければならない。

##### 第三条

原告が独占禁止法に基づいて人民法院に民事訴訟を提起し、被告が双方間に契約関係が

存在しかつ既存の仲裁合意があることを理由に異議を申し立てた場合であっても、人民法院による独占民事紛争事件の受理に影響を与えないものとする。ただし、人民法院が受理した後、審査の結果、独占民事紛争事件に該当しないと判明した場合には、法により訴訟を却下する旨の裁定を下すことができる。

#### **第四条**

行政機関及び法律・法規で授権された公共事務管理機能を有する組織による、行政権力を濫用した競争排除・制限行為によって利益を得る疑いがある事業者を被告として、原告が独占禁止法に基づいて人民法院に民事訴訟を提起し、当該事業者が民事責任を負うよう要求し、関連行政行為が法に基づいて行政権力の濫用による競争排除・制限行為に該当すると認定された場合、人民法院はこれを受理しなければならない。

#### **第五条（2012年規定第三条）**

第一審の独占民事紛争事件は、知的財産法院及び最高人民法院が指定する中級人民法院が管轄する。

#### **第六条（2012年規定第四条）**

独占民事紛争事件の地域管轄は、事件の具体的な状況に応じて、民事訴訟法及び関連司法解釈の権利侵害紛争、契約紛争などに関する管轄規定に基づいて決定されるものとする。

#### **第七条**

中華人民共和国域外での独占行為が、域内の市場競争において排除又は制限する影響を及ぼし、当事者が独占禁止法に基づいて中華人民共和国域内に住所を有しない被告に対して民事訴訟を提起する場合、域内の市場競争が直接かつ実質的に影響を受けた結果発生地の人民法院が管轄する。結果発生地の確定が困難な場合、紛争と他の適切な関連が存在する場所又は原告住所地の人民法院が管轄する。

#### **第八条（2012年規定第五条）**

民事紛争事件の立件時における事由が独占紛争ではない場合において、原告が独占行為を実施したことを理由として被告が抗弁又は反訴を提起し、かつそれを裏付ける証拠がある場合、又は独占禁止法に基づいて裁判を行う必要のある事件であるものの、訴訟を受理した人民法院が独占民事紛争事件の管轄権を有しない場合、事件管轄権を有する人民法院に移送しなければならない。

#### **第九条（2012年規定第六条）**

2又は2よりも多い原告が、同一の独占行為に対して、管轄権を有する同一の人民法院

にそれぞれ訴訟を提起した場合、人民法院はこれを併合審理することができる。

2 又は 2 よりも多い原告が、同一の独占行為に対して、管轄権を有する異なる人民法院にそれぞれ訴訟を提起した場合であって、後に立件した人民法院が他の管轄権を有する人民法院が先に立件したことを発見したときは、事件を先に立件した人民法院に移送する旨の裁定を下し、移送を受けた人民法院はこれを併合審理することができる。

被告は、答弁段階において、訴えの対象と同一の独占行為について、他の人民法院で訴訟が提起されている旨の関連情報を、訴訟を受けた人民法院に対して自発的に提供しなければならない。

#### **第十条**

同一の原告は、同一の独占行為について一つの事件で訴訟を提起しなければならない。正当な理由なく影響地域、持続時間、実施場所、損害範囲などの要素に応じて同一の独占行為を分割し、それぞれ複数の訴訟を提起した場合、人民法院はその中で最も先に受理された訴訟のみを審理し、残りの訴訟を受理しないものとする。既に受理された場合、訴訟を却下する旨の裁定を下す。

#### **第十一条**

独占禁止法執行機関によって独占行為に該当すると認定された処理決定について、法定期限内に行政訴訟が提起されなかった場合、又は人民法院の発効した判決によって確認され、これに基づき原告が関連独占民事紛争事件において当該独占行為が成立すると主張する場合、再び挙証して証明する必要がない。ただし、これを覆すのに足る反対証拠がある場合には、この限りではない。人民法院は、必要に応じて、処理決定を下した独占禁止法執行機関に対して、当該処理決定の関連状況の説明を要求することができる。

#### **第十二条**

当事者は、人民法院に対して、事件の関連分野、経済学などの専門的知識を有する 1 名又は 2 名が出廷して、事件の専門的問題について説明するよう申し立てることができる。

(2012 年規定第十二条)

当事者は、人民法院に対して、専門機関又は専門家に委託して、事件の専門的問題について市場調査又は経済分析意見を発行するよう申し立てることができる。当該専門機関又は専門家については、双方当事者が協議のうえ決定することができる。協議が成立しない場合には、人民法院が指定する。人民法院は、民事訴訟法及び関連司法解釈の鑑定意見に関する規定を参照し、当該専門機関又は専門家から発行された市場調査又は経済分析意見

を審査・判断することができる。(2012年規定第十三条)

一方の当事者が事件の専門的問題について関連専門機関又は専門家に市場調査又は経済分析意見の発行を自ら委託した場合であって、当該意見に信頼できる事実、データ又はその他の必要な基礎資料の裏付けが欠如し又は信頼できる分析方法が欠如しているとき、或いは、他方の当事者が反駁するのに足る証拠又は理由を提出したときは、人民法院はこれを採用しないものとする。

### **第十三条**

事業者が独占行為を行い、社会の公共利益を侵害し、設区市（市轄区が設置された地級市）以上の人民検察院が法により公益訴訟を提起する場合については、『最高人民法院・最高人民検察院による検察公益訴訟事件に係る法の適用に関する若干の問題についての解釈』を適用する。ただし、本規定が独占民事紛争事件の管轄についての特別な規定となる場合には、本規定を適用する。

### **第十四条**

独占禁止法執行機関により、訴えの対象である独占行為についての調査がなされている場合、人民法院は、事件の具体的な状況に応じて、訴訟中止の裁定を下すことができる。

### **第十五条**

人民法院が民事紛争事件を審理するにあたり、当事者の関連行為が独占禁止法に違反する疑いがあることを発見し、又は訴えの対象である独占行為が独占禁止法に違反し、かつ行政処分を受ける可能性があると判断した場合であって、独占禁止法執行機関が未だ調査するに至っていないときは、独占禁止法執行機関に違法被疑行為の情報を移送することができる。

## **二、関連市場の定義**

### **第十六条**

原告が、独占行為が独占禁止法に違反していると主張する場合、通常、訴えの対象である独占行為によって影響を受ける関連市場を定義し、かつ証拠を提供するか又は理由を説明しなければならない。

原告が、関連市場における独占行為者が市場シェアを理由に顕著な市場支配力又は市場支配的地位を有していると主張する場合、関連市場を定義し、かつ証拠を提供するか理由

を説明しなければならない。

原告が、独占協定の事業者が顕著な市場支配力を有していること、市場支配的地位の濫用で訴えられた事業者が市場支配的地位を有していること、又は、訴えの対象である独占行為が競争の排除・制限効果を有することを証明するに足る直接的な証拠を提供した場合、原告は関連市場の定義について証明する責任を負わないものとする。

訴えの対象である独占行為が、独占禁止法第十七条第一号乃至第五号及び第十八条第一項第一号、第二号に規定する状況に該当する場合、原告は関連市場の定義について証明する責任を負わないものとする。

### **第十七条**

人民法院は、事業者が一定の期間内に特定の商品又はサービス（以下、「商品」と総称する）について、競合する関連商品市場及び関連地域市場を定義する場合、事件の具体的な状況に応じて、訴えの対象である独占行為に直接関わる特定の商品を基に、需要者の視点から需要代替分析を行うことができる。供給代替による事業者の行為に対する競争制約が需要代替と同様である場合は、供給者の視点から供給代替分析を行ってもよい。

人民法院は、関連商品市場及び関連地域市場を定義する場合、仮想独占者テストの分析方法を採用し、一般的に価格上昇の仮想独占者テストを選択することができる。事業者間の競争が、主に品質、多様性、革新などの非価格競争として現れる場合は、品質低下、コスト上昇などの仮想独占者テストを方法として選択することができる。

### **第十八条**

人民法院は、需要代替の観点から関連商品市場を分析し、定義する場合、通常、需要者の商品特性、機能及び用途に対する需要、品質の認可、価格の了承及び入手の容易さなどの要素に基づき、需要者が密接な代替関係を有すると考える商品のグループ又は種類からなる市場を関連商品市場として決定する。供給代替の観点から関連商品市場を分析し、定義する場合、他の事業者の市場参入の意図及び能力、負担されるコスト及びリスク、克服される市場障害、必要とされる時間などの要素を総合的に考慮することができる。

インターネットプラットフォームに関わる関連商品市場を分析し、定義する場合、訴えの対象である独占行為の特徴、競争の排除・制限効果を生じさせる又は生じさせる可能性のある具体的な状況、インターネットプラットフォームのタイプなどの要素を踏まえて、特定のインターネットプラットフォーム全体に基づいた関連商品市場の定義を選択することができるほか、当該インターネットプラットフォームにおける、訴えの対象である独

占行為に最も関連する商品に基づいた関連商品市場の定義を選択することもできる。特定のインターネットプラットフォームが、国境を越えたネットワーク効果を有し、かつそのインターネットプラットフォーム事業者に十分な競争制限を与える場合、当該インターネットプラットフォーム全体によって関連商品市場を定義することができるほか、国境を越えたネットワーク効果に関わる多角的市場によって複数の関連商品市場を個別に定義し、各関連商品市場の相互関係及び影響を考慮することもできる。

### 第十九条

人民法院は、需要代替の観点から関連地域市場を分析し、定義する場合、需要者が商品価格又はその他の競争要素の変化に伴って商品を購入するために他の地域に向かう状況、商品の輸送コスト及び輸送特徴、需要者の多くが商品を選択する実際の地域及び主な事業者商品の販売分布、地域間の市場障害、特定の地域における需要者の好みなどの要素を総合的に考慮することができる。

供給代替の視点から関連地域市場を分析し、定義する場合、他の地域の事業者の商品価格などの競争要素変化に対する反応、他の地域の事業者による関連商品の供給又は販売の適時性及び実行可能性などの要素を総合的に考慮することができる。

インターネットプラットフォームに関わる関連地域市場を分析し、定義する場合は、需要者の多くが商品を選択する実際の地域、需要者の言語嗜好及び消費習慣、関連法律・法規の要件、他の地域における競争者の現状及びその市場参入の適時性などの要素を重点的に考慮することができる。

## 三、独占協定

### 第二十条

人民法院は、独占禁止法第十六条が規定するその他の協調行為について認定する際に、以下の要素を総合的に考慮しなければならない。

- (一) 事業者の市場行為の整合性又は相対的一貫性の有無
- (二) 事業者間の意思連絡又は情報交流の有無
- (三) 関連市場の市場構造、競争状況、市場変化などの状況
- (四) 事業者が行為の整合性又は相対的一貫性について合理的に解釈できるか否か

原告が前項第一号及び第二号の予備的証拠又は第一号及び第三号の予備的証拠を提供

し、事業者が協調行為を行った可能性が高いことを証明できる場合、訴えの対象である独占行為を行った事業者は、証拠提供又は十分な説明を行い、その行為の整合性又は相対的一貫性について合理的に説明をしなければならない。合理的に説明ができない場合、人民法院は、協調行為が成立すると認定することができる。

本条にいう合理的な説明には、事業者が市場及び競争状況の変化などに基づいて関連行為を独立して行うことを含まれる。

## 第二十一条

独占禁止法第十七条に規定する競争関係にある事業者とは、商品の生産、経営において同一の段階にあり、比較的密接な代替関係のある商品を提供し、独立した業務上の意思決定を行い、法的責任を負う2以上の実際の又は潜在的な事業者を指す。

2以上の事業者を単一の経済的実体とみなすべき状況がある場合、前項にいう競争関係にある事業者には該当しない。人民法院は、具体的な判断にあたって、事件の具体的な状況を踏まえて、その中で特定の事業者が他の事業者の支配権を有する又は決定的な影響を及ぼすことができるか否か、当該2以上の事業者が同一の第三者によって支配されているか又は決定的な影響を及ぼしているかといった要素を考慮しなければならない。

## 第二十二条

競争関係にある事業者がデータ、アルゴリズム、技術などの手段を利用して意思連絡又は情報交流を行う場合、又は、データ、アルゴリズム、技術、プラットフォームルールなどの手段を利用して行為の整合性又は相対的一貫性を実現し、訴えの対象である独占的協定を締結・実施した場合、人民法院は、独占禁止法第十七条の規定に基づいて審査・認定することができる。

## 第二十三条

後発医薬品の専利権者と後発医薬品の出願人が締結・実施した協定が

以下の条件を同時に満たす場合、人民法院は、独占禁止法第十七条に規定する独占協定に該当すると予備的に認定することができる。

(一) 後発医薬品の専利権者が、後発医薬品の出願人に多額の金銭又はその他の形態の利益補償を与えたか又はそれを与えることを約束した場合

(二) 後発医薬品の出願人が、後発医薬品の専利権の有効性について異議を申し立てないか又は後発医薬品の関連市場への参加を遅らせることを約束した場合

前項にいう利益補償が、後発医薬品の専利に関する紛争解決費用のみを補償するもので

あることを証明する証拠がある場合、又はその他の正当な理由がある場合、人民法院は、独占禁止法第十七条に規定する独占協定に該当しないと認定することができる。

#### **第二十四条**

インターネットプラットフォーム事業者とプラットフォーム内事業者との協議において、プラットフォーム内事業者が当該インターネットプラットフォーム上で他の取引ルートと同一又はそれ以上に有利な取引条件を提供するよう要求する場合、原告の訴訟請求及び事件の具体的な状況に応じて、人民法院は状況を区別して以下の処理を行うことができる。

(一) インターネットプラットフォーム事業者とプラットフォーム内事業者との間に競争関係がある場合は、独占禁止法第十七条の規定に基づいて審査・認定する。

(二) インターネットプラットフォーム事業者とプラットフォーム内事業者との間に競争関係がない場合は、独占禁止法第十八条の規定に基づいて審査・認定する。

(三) 原告が、インターネットプラットフォーム事業者が市場支配的地位を濫用したと主張する場合は、独占禁止法第二十二条、電子商取引法第二十二条の規定に基づいて審査・認定する。

(四) 原告が、インターネットプラットフォーム事業者が電子商取引法第三十五条の規定に違反していると主張する場合は、同条の規定に基づいて処理する。

#### **第二十五条**

訴えの対象である独占行為が、独占禁止法第十八条第一項第一号、第二号に規定する独占協定に該当する場合、被告は当該協定が競争の排除・制限効果を有しないことについて挙証責任を負わなければならない。

訴えの対象である独占行為が、独占禁止法第十八条第一項第三号に規定する独占協定に該当する場合、原告は当該協定が競争の排除・制限効果を有することについて挙証責任を負わなければならない。

訴えの対象である独占行為が、独占禁止法第十八条第一項に規定する独占協定に該当し、被告が、その関連市場における市場シェアが國務院の独占禁止法執行機関によって規定される基準より低くかつ國務院の独占禁止法執行機関によって規定されるその他の条件を満たすことを証明できる場合、原告は、当該協定が競争の排除・制限効果を有することを証明する証拠をさらに提供しなければならない。

#### **第二十六条**



人民法院は、独占禁止法第十八条第一項の規定に基づいて訴えられた独占行為が競争の排除・制限効果を有するか否かを審査・認定する場合、以下の要素を総合的に考慮することができる。

(一) 被告が関連市場において顕著な市場支配力を有するか否か。

(二) 当該協定が、市場参入障壁を高め、より効率的な販売業者又は流通モデルの抑制、ブランド間競争の制限などの不利な競争効果を有するか否か。

(三) 協定がフリーライドの防止、ブランド間競争又はブランド内競争を促進し、ブランドイメージの維持、販売前又は販売後のサービスレベルの向上、イノベーションの促進などの有利な競争効果を有するか否か。

被告が関連市場において顕著な市場支配力を有し、提出された事件の証拠によって証明できる有利な競争効果が、不利な競争効果を超えるのに不十分なものである場合、人民法院は、当該協定が競争の排除・制限効果を有すると認定しなければならない。

## 第二十七条

訴えの対象である協定が次の各号に掲げる状況のいずれかに該当することを被告が証明できる場合、人民法院は、当該協定が独占禁止法第十八条第一項に規定する独占協定に該当しないと予備的に認定することができる。

(一) 当該協定における取引の相手方が事業者の代理人であり、かつ如何なる実質的な商業又は経営リスクを負わない場合

(二) 被告の関連市場における市場シェアが国务院の独占禁止法執行機関によって規定される基準より低く、かつ国务院の独占禁止法執行機関によって規定されるその他の条件を満たす場合

(三) 取引の相手方による新製品の普及を奨励するために合理的な期間内に当該協定を実施する場合

## 第二十八条

事業者、事業者団体などにより組織されたその他の事業者が、独占的協定を締結・実施し、原告に損失を与え、原告が民法典第千百六十八条の規定に基づいて、組織行為を実施した事業者、事業者団体などと独占協定を締結・実施したその他の事業者が連帯責任を負うと主張する場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

事業者、事業者団体などが、その他の事業者が独占協定を締結・適用するために実質的な援助を提供し、原告に損失を与え、原告が民法典第千百六十九条の規定に基づいて、援

助行為を提供した事業者、事業者団体などと独占協定を締結・適用したその他の事業者が連帯責任を負うと主張する場合、人民法院はこれを支持しなければならない。ただし、事業者、事業者団体などが、その他の事業者が独占協定を締結・実施したことを知らず、かつ知り得ないことを証明できる場合は、この限りではない。

本条第一項にいう組織とは、独占協定の達成又は実施に決定的、支配的な役割を果たす結成、指導、計画、操作、指揮、発起などの行為をいう。

本条第二項にいう実質的な援助とは、独占協定の達成又は実施に直接的に重要な促進効果を有する、違法意図の発生の誘導、便利条件の提供、情報ルートへの充当、懲罰実施の幫助などの行為をいう。

### 第二十九条

訴えられた独占行為者が、独占禁止法第二十条第一項第一号乃至第五号の規定に基づいて抗弁を提起する場合、以下の事実を証明する証拠を提供しなければならない。

(一) 訴えの対象である独占協定が、目的又は効果を実現するために必要なものであること

(二) 訴えの対象である独占協定が、目的又は効果を実現することができるものであること

(三) 訴えの対象である独占協定が、関連市場の競争を厳しく制限しないものであること

(四) 消費者が、これにより生じる利益を分け合うことができること

## 四、市場支配的地位の濫用

### 第三十条

独占禁止法第二十二条第三項にいう「事業者が関連市場内において商品価格、数量又はその他取引条件を規制することができる」とは、事業者が同程度のレベルで競争者及び取引の相手方の制約を受けず、商品価格、数量、品質、支払条件、交付方法、アフターサービスなどの取引条件を自由に決定することができることをいう。

独占禁止法第二十二条第三項にいう「その他の事業者の関連市場への参入を妨害する、若しくは影響を及ぼすことができる」とは、事業者がその他の事業者と比較して顕著な市場支配力を有し、その他の事業者が合理的な期間内に関連市場へ参入することを排除し、

或いは遅らせることができるか、又はその他の事業者の市場参入コストを引き上げて効果的な競争を困難にすることができることをいう。

独占禁止法第二十三条及び第二十四条の「事業者の関連市場における市場シェア」については、訴えの対象である独占行為の発生時に、事業者の一定期間内における関連商品の取引金額、取引数、生産能力又はその他の指標の関連市場で占める比率に基づいて決定することができる。

人民法院は、インターネットプラットフォーム事業者の関連市場における市場シェアを認定する際に、関連市場の実際の競争状況を反映できる商品の取引金額、ユーザー数、ユーザーの使用期間、アクセス量、クリック回数、データ資産数又はその他の指標を計算基準として用いることができる。

### **第三十一条（2012年規定第八条）**

訴えの対象である独占行為が独占禁止法第二十二条第一項に規定する市場支配的地位の濫用に該当する場合、原告は、被告が関連市場内において支配的地位を有すること及び被告が市場支配的地位を濫用したことについての挙証責任を負わなければならない。被告は、当該行為が正当性を有することを理由として抗弁する場合には、挙証責任を負わなければならない。

### **第三十二条**

具体的な事件における関連市場の構造及び実際の競争状況に応じ、また、日常生活における経験及び経済学の常識を踏まえ、人民法院は、以下の証拠に基づいて、事業者が関連市場において支配的地位を有すると予備的に認定することができる。

（一）事業者が市場競争水準より明らかに高い価格を長期間維持しており、かつ関連市場における競争、革新及び新規参入者が明らかに不足していること

（二）事業者が他の事業者より明らかに高い市場シェアを長期間維持しており、かつ関連市場における競争、革新及び新規参入者が明らかに不足していること

原告は、被告が対外的に発表した情報を、被告が市場支配的地位を有することを証明するための予備的な証拠とすることができる。当該情報により、関連市場において被告が支配的地位を有することを証明することができる場合、人民法院はこれに基づいて認定することができる。ただし、それを覆すのに足る反対証拠がある場合は、この限りではない。

（2012年規定第十条）

### **第三十三条（2012年規定第九条）**

原告が、公的な企業又は法により独占的地位を有するその他の事業者が市場支配的地位を濫用したと主張する場合において、人民法院は、市場構造及び競争状況に関する具体的な状況に応じて、被告が関連市場において支配的地位を有すると認定することができる。ただし、それを覆すのに足る反対証拠がある場合は、この限りではない。

### 第三十四条

人民法院は、独占禁止法第二十三条の規定に基づいてインターネットプラットフォーム事業者の市場支配的地位を認定する際に、以下の要素を総合的に考慮することができる。

(一) インターネットプラットフォームの事業モデル及びその事業者が実際に受けた競争制約

(二) インターネットプラットフォーム事業者の関連市場における市場シェア及びその市場シェアの継続期間

(三) インターネットプラットフォームサービスに顕著なネットワーク効果、規模効果、範囲効果などがあるか否か

(四) インターネットプラットフォーム事業者が把握している関連データ、アルゴリズム、技術などの状況

(五) インターネットプラットフォーム事業者の隣接市場に対する又は隣接市場に与える影響

(六) ユーザー又はプラットフォーム内事業者のインターネットプラットフォーム事業者に対する依存度及びその牽制能力、利用習慣、複数のインターネットプラットフォームの同時利用状況、他のインターネットプラットフォーム事業者への切り替えコストなど

(七) 他のインターネットプラットフォーム事業者の関連市場への参入意欲、能力及び直面する規模要件、技術要件、法的制限などの市場参入の障壁

(八) 関連市場の革新及び技術的变化状況

(九) その他考慮すべき要素

### 第三十五条

人民法院は、独占禁止法第二十三条の規定に基づいて知的財産分野における事業者の市場支配的地位を認定する際に、以下の要素を総合的に考慮することができる。

(一) 特定の知的財産権の代替可能性及び代替知的財産権の数

(二) 当該特定の知的財産権を利用して提供される商品の代替可能性及びその商品の市場シェア

(三) 取引の相手方が当該特定の知的財産権を保有する事業者に対して抑制と均衡を保つ(チェック・アンド・バランス)能力

(四) 関連市場の技術革新及び技術的变化状況

(五) その他考慮すべき要素

### 第三十六条

人民法院が独占禁止法第二十四条第一項第二号、第三号に基づいて2以上の事業者が市場支配的地位を共同で有することを推定し、事業者が次の各号に掲げる状況のいずれかに該当することを証明する証拠を有するときは、上記推定を覆することができる。

(一) 当該2以上の事業者の間に実質的な競争が存在する場合

(二) 当該2以上の事業者が、全体として関連市場において他の事業者からの有効な競争制限を受けた場合

### 第三十七条

人民法院は、独占禁止法第二十二条第一項第一号に規定する事業者が「不公平な高価格で商品を販売する又は不公平な低価格で商品を購入する」と認定する際に、以下の要素を考慮することができる。

(一) 事業者が当該商品により得た利益は競争的市場における妥当な資本収益率を明らかに上回るか否か

(二) 事業者が設定した当該商品の価格がその経済的価値から明らかに逸脱しているか否か

(三) 事業者が取引の相手方に対し商品を買取る価格が、当該事業者が仕入れと販売市場で同一又は比較可能な商品を買取る価格を明らかに上回る又は下回るか

(四) 事業者が取引の相手方に対し商品を買取る価格が、他の事業者が同一又は類似条件で同一商品又は比較可能な商品を買取る価格を明らかに上回る又は下回るか

(五) 事業者が取引の相手方に対し商品を販売又は購入する価格が、当該事業者が同一又は類似条件における他の地域市場で同一商品又は比較可能な商品を買取る価格を明らかに上回る又は下回るか

(六) 事業者が取引の相手方に対し販売する商品の値上げ幅が、当該事業者のコスト増加幅を明らかに上回るか、又は購入商品の値下げ幅が取引の相手方のコスト下げ幅を明らかに上回るか否か

前項第四号、第五号にいう同一又は類似の条件を認定する場合、取引ルート、取引モデ

ル、取引数、取引プロセス、コスト構造、需給状況、監督管理状況などの要素を考慮することができる。

市場支配的地位を有する事業者が、以下の条件を同時に満たす場合、人民法院は、独占禁止法第二十二条第一項第一号に規定する事業者が「不公平な高価格で商品を販売する又は不公平な低価格で商品を購入する」ことに該当すると予備的に認定することができる。

(一) 事業者が取引の相手方に商品を売買する価格が、当該事業者が仕入れと販売市場で同一又は比較可能な商品を売買する価格を明らかに上回る又は下回る。

(二) 前号の2つの価格の差が、取引の相手方の利益を明らかに圧迫し、同等に効率的な取引の相手方の関連市場における有効な競争を排除・制限するのに足る。

### 第三十八条

市場支配的地位を有する事業者が、次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、人民法院は、独占禁止法第二十二条第一項第一号に規定する「コストより低い価格で商品を販売する」ことに該当すると予備的に認定することができる。

(一) 事業者が相当期間にわたり、平均変動費又は平均回避可能費より低い価格で継続的に商品を販売した場合。

(二) 事業者が相当期間にわたり、平均変動費又は平均回避可能費より高い価格で継続的に商品を販売しているものの、平均総原価より低い価格で商品を販売し、かつ同等に効率的な他の事業者の関連市場における有効な競争を排除・制限する明確な意図を有することを証明するその他の証拠がある場合。

インターネットプラットフォーム事業者が、コストより低い価格で商品を販売することを認定する場合、更に当該インターネットプラットフォームサービスに関わる多角的コスト及びその相互関係を考慮しなければならない。

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、人民法院は、独占禁止法第二十二条第一項第二号に規定する正当な理由に該当すると認定することができる。

(一) 低価格で生鮮商品、季節商品、廃盤商品、賞味期限間近商品又は滞貨商品などを処分する場合

(二) 債務返済、生産の変更、廃業などにより商品を低価格で販売する場合

(三) 新商品の販促、新規事業の発展のために、合理的な期間内に低価格で販売促進する場合

(四) その行為が正当性を有することを証明できるその他の理由がある場合

### 第三十九条

市場支配的地位を有する事業者が、以下の条件を同時に満たす場合、人民法院は、独占禁止法第二十二条第一項第三号に規定する事業者が「取引の相手方との取引を拒絶する」ことに該当すると予備的に認定することができる。

(一) 事業者が、取引の相手方との取引を直接拒絶する又は取引の相手方にとって受け入れがたい取引条件を提示し、取引の達成が不可能になったこと

(二) 事業者と取引の相手方との取引が、経済的、技術的及び法的に実行可能なものであること

(三) 取引拒絶行為が、仕入れと販売市場における有効な競争を明らかに排除・制限するものであること

市場支配的地位を有する経営者が、正当な理由なく、当該商品、プラットフォーム又はソフトウェアシステムなどについて他の事業者から提供される特定の商品、プラットフォーム又はソフトウェアシステムなどとの適合を拒絶するか、又は当該技術、データ、プラットフォームインターフェースを開放することを拒絶する場合、人民法院は、以下の要素を総合的に考慮し、独占禁止法第二十二条第一項第三号の規定に基づいて認定することができる。

(一) 当該事業者による適合の実施又はその技術、データ、プラットフォームインターフェースの開放に係る経済的、技術的、法的な実行可能性

(二) 商品、プラットフォーム又はソフトウェアシステムなどの代替可能性及びプラットフォーム又はソフトウェアシステムの再構築費用

(三) 他の事業者による仕入れと販売市場における有効な競争が、当該事業者の商品、プラットフォーム又はソフトウェアシステムなどに依存する度合い

(四) 適合又は開放の拒絶が、革新及び新商品発売に与える影響

(五) 適合又は開放の拒絶が、関連市場における有効な競争を実質的に排除・制限するか否か

(六) 適合の実施又は開放が、事業者自身の事業活動及び合法的権益に与える影響

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、人民法院は、独占禁止法第二十二条第一項第三号に規定する正当な理由に該当すると認定することができる。

(一) 不可抗力、情勢変更など客観的な事由により取引ができず、又は取引条件、結果が明らかに不公正になる場合。

(二) 取引の相手方が、経営状態の著しい悪化、債務を回避するための財産の譲渡・脱税など、取引遂行能力を喪失するか又は喪失するおそれがある場合、又は、不良信用記録、取引上の信用失墜などの状況を有し、取引の安全性に影響を及ぼす場合

(三) 取引の相手方との取引が事業者の正当な利益を著しく損なう場合

(四) 取引の相手方が適切な取引条件を提示しない又はその受け入れを拒絶する場合、又は事業者からの合理的な要求を遵守しない場合

(五) その行為が正当性を有することを証明できるその他の理由が存在する場合

#### 第四十条

市場支配的地位を有する事業者が、以下の条件を同時に満たす場合、人民法院は、独占禁止法第二十二条第一項第四号に規定する「取引の相手方が自己とのみ取引を行うように制限する、又はその指定する事業者とのみ取引を行うように制限する」ことに該当すると予備的に認定することができる。

(一) 事業者が、取引の相手方に対して自己とのみ取引を行うように制限し、又は指定する事業者とのみ取引を行うように直接制限し又は取引条件を設定するなどの方法で形を変えた制限を行い、又は取引の相手方が特定の事業者と取引を行ってはならないと制限すること

(二) 取引制限行為が関連市場における競争を排除・制限すること

取引制限行為が競争の排除・制限効果を有するか否かを認定するには、以下の要素を総合的に考慮することができる。

(一) 取引制限の市場範囲及び継続期間

(二) 取引制限が、市場への参入障壁を高め、又は競争者のコストを増加させ、市場ブロッキング効果を生じさせるか否か

(三) インターネットプラットフォーム事業者に関わる場合、取引制限の対象となるプラットフォーム内事業者の代替可能性及びプラットフォームユーザーが複数のインターネットプラットフォームを利用する状況並びに他のインターネットプラットフォームへの切り替えコスト

(四) その他考慮すべき要素

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、人民法院は、独占禁止法第二十二条第一項第四号に規定する正当な理由に該当すると認定することができる。

(一) 取引の相手方及び消費者の利益を保護するために必要である場合



- (二) 製品の安全要求事項を満たすために必要である場合
- (三) 知的財産権又はデータの安全を保護するために必要である場合
- (四) 取引の特定のインプットを保護するために必要である場合
- (五) インターネットプラットフォームの合理的な事業モデルを維持するために必要である場合

(六) インターネットプラットフォーム全体に消極的な影響を及ぼす不正行為を防止するために必要である場合

(七) その行為が正当性を有することを証明できるその他の理由

#### 第四十一条

市場支配的地位を有する事業者が、以下の条件を同時に満たす場合、人民法院は、独占禁止法第二十二条第一項第五号に規定する「抱合せ販売商品」に該当すると予備的に認定することができる。

(一) 事業者がそれぞれの独立した商品をセット販売する場合

(二) 事業者が取引の相手方に抱合せ販売商品を強制的又は形を変えて強制的に受け入れさせる場合

(三) 抱き合わせ販売行為が関連市場における競争を排除・制限する場合

独占禁止法第二十二条第一項第五号に規定する「その他の不合理な取引条件」には、次の各号に掲げる状況が含まれる。

(一) 取引条件、サービス提供方法、支払方法、アフターサービス保障などに不当な制限を課す場合

(二) 取引価格以外に、合理的な根拠のない費用又は利益を要求する場合

(三) 関連する取引と関連性のある取引条件が欠如している場合

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、人民法院は、独占禁止法第二十二条第一項第五号に規定する正当な理由に該当すると認定することができる。

(一) 正当な取引習慣、消費習慣又は商業慣習に合致する場合

(二) 取引の相手方及び消費者の利益を保護するために必要である場合

(三) 製品の安全要件を満たすために必要である場合

(四) 特定の技術を適用するために必要である場合

(五) 商品の品質を向上させ、商品の使用価値又は効率を保障するために必要である場合

(六) インターネットプラットフォームの正常な動作を守るために必要である場合

(七) その行為が正当性を有することを証明できるその他の理由が存在する場合

#### 第四十二条

市場支配的地位を有する事業者が、以下の条件を同時に満たす場合、人民法院は、独占禁止法第二十二条第一項第六号に規定する「条件の同じ取引の相手方に対して、取引価格などの取引条件上、差別的待遇を行う」ことに該当すると予備的に認定することができる。

(一) 事業者が、取引の相手方に対して、取引価格などの取引条件上、差別的待遇を行う場合

(二) 事業者のその他の取引の相手方に比べ、当該取引の相手方は取引の安全性、取引コスト、規模及び能力、信用状況、取引プロセス、取引継続期間などの面において取引に影響を与える実質的な差異がない場合

(三) 差別的待遇行為が、関連市場における競争を排除・制限する場合

差別的待遇が競争の排除・制限効果を有するか否かを認定する際には、以下の要素を総合的に考慮することができる。

(一) 差別的待遇が、事業者とその競争相手との間の競争を排除・制限するか否か

(二) 差別的待遇が取引の相手方を不利な競争地位に置くか否か

(三) 差別的待遇が消費者の利益及び社会の公共利益を損なうか否か

(四) 差別的待遇が商品の総生産高を引き上げる又は消費者の数を増加させるか否か

(五) その他考慮すべき要素

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、人民法院は、独占禁止法第二十二条第一項第六に規定する正当な理由に該当すると認定することができる。

(一) 取引の相手方の実際の需要に応じて差別的待遇を実行しかつ正当な取引習慣、消費習慣又は商業慣習に合致する場合

(二) 特殊なユーザーに対して合理的な期間内にキャンペーンを行う場合

(三) その行為が正当性を有することを証明できるその他の理由が存在する場合

#### 第四十三条

プラットフォーム内事業者が、原告として訴訟を提起し、インターネットプラットフォーム事業者がデータ、アルゴリズム、技術及びプラットフォームルールなどを利用して市場支配的地位の濫用をした又はその他の違法行為を実施したと主張する場合、人民法院は、原告の訴訟請求及び事件の具体的な事情に応じて状況を区別し、以下の処理を行うことが

できる。

(一) 原告が、インターネットプラットフォーム事業者が懲罰的又はインセンティブ的な措置などを通じてプラットフォーム内事業者の取引を制限し、プラットフォーム内事業者に不合理な取引条件を付し、条件の同じプラットフォーム内事業者に対して取引価格などの取引条件上の付与、差別的待遇を行い、インターネットプラットフォーム上でプラットフォーム内事業者と競争する商品を提供しかつ自身に有利な待遇を与えることにより、当該インターネットプラットフォーム事業者が市場支配的地位を濫用したと主張する場合、独占禁止法第二十二條第一項の規定に基づいて審査・認定する。

(二) 原告が、前号の行為を実施したインターネットプラットフォーム事業者が電子商取引法第三十五條の規定に違反していると主張する場合、当該規定に基づいて処理する。

## 五、民事責任

### 第四十四條（2012年規定第十四條第一項）

被告が独占行為を実施し、原告に損失を与えた場合、人民法院は、原告の訴訟請求及び調査を経て明らかになった事実に基づき、法に従って、被告に対して侵害差止、損害賠償などの民事責任を負う旨の判決を下すことができる。

訴えの対象である独占行為の停止を被告に命じる旨の判決では、競争の排除・制限効果を除外するのに不十分である場合、人民法院は、原告の訴訟請求及び事件の具体的な状況に応じて、被告に特定の行為を行い競争を回復する法的責任を負わせる旨の判決を命じることができる。

### 第四十五條

独占行為により原告が被った損失には、直接的な損失及び減少した逸失利益が含まれる。独占行為により原告が被った損失を確定させる際には、以下の要素を参照することができる。

(一) 訴えの対象である独占行為の実施前又は終了後と実施期間中の関連市場における商品価格、経営コスト、利益及び市場シェアなど

(二) 独占行為の影響を受けていない比較可能な市場における商品価格、経営コスト、利益など

(三) 独占行為の影響を受けていない比較可能な事業者の商品価格、経営コスト、利益、

市場シェアなど

(四) 訴えの対象である独占行為により原告が被った損失を合理的に証明できるその他の要素

訴えの対象である独占行為により原告が損失を被ったことを証明する証拠があるものの、金額の確定が困難である場合、人民法院は、原告の主張及び事件の証拠に基づき、当該独占行為の性質、程度、継続期間、得られた利益の状況などの要素を考慮し、合理的な賠償額を決定することができる。

原告が被告に損害賠償を請求した場合であって、原告が既に負った損失の全部又は一部を他人に転嫁したことを被告が証明できるときは、人民法院が賠償を決定する際に、転嫁した損失を差し引くことができる。

#### **第四十六条 (2012年規定第十四条第二項)**

人民法院は、原告の訴訟請求及び事件の具体的な状況に応じて、原告が独占行為の調査、制止のために支払った合理的な支出を損害賠償範囲に計上することができる。

#### **第四十七条**

訴えの対象である複数の独占行為が互いに組み合わせられ、同一の関連市場において原告に不可分の全体的な損失をもたらした場合、人民法院は、損失を確定する際に全体的に考慮しなければならない。

訴えの対象である複数の独占行為が、それぞれ独立し、異なる関連市場において原告に損失をもたらした場合、人民法院は損失を確定する際に個別に考慮することができる。

#### **第四十八条**

水平的独占協定の事業者が、当該協定を締結・実施した他の事業者を被告として、独占禁止法第六十条の規定に基づいて、当該協定の参加期間中に生じた損害の賠償請求を行う場合、人民法院はこれを支持しないものとする。

#### **第四十九条**

訴えの対象である独占行為に関わる契約内容、業界協会の規約、決議、決定などが独占禁止法又はその他の法律・行政法規の強行規定に違反する場合であって、当事者がこれに基づき当該契約、規約、決議、決定などの無効を主張するときは、人民法院は、民法典第一百五十三条の規定に基づいて審査・認定をするものとする。(2012年規定第十五条)

訴えの対象である独占行為に関わる契約、業界協会の規約、決議、決定の一部の条項が独占禁止法又はその他の法律・行政法規の強行規定に違反するために無効となる場合であ

って、当事者が、当該一部の条項と密接に関連し、独立した存在意味を持たないその他の条項、又は実質的に訴えの対象である独占行為の実施に役立つその他の条項が共に無効であると主張するときは、人民法院はこれを支持することができる。

#### **第五十条（2012年規定第十六条）**

独占行為から生じた損害賠償請求権の訴訟時効期間は、権益が侵害されたこと及び賠償義務者を原告が知り又は知るべきであった日から起算するものとする。

原告が、独占禁止法執行機関に対して、訴えの対象である独占行為について通報した場合、訴訟時効はその通報日から中断されるものとする。独占禁止法執行機関が立件しない場合又は事件取消の決定又は調査終了の決定を下した場合、訴訟時効の期間は立件しないこと、事件が取り消されたこと又は調査が終了したことを原告が知り又は知るべきであった日から再計算されるものとする。独占禁止法執行機関が、調査の後に、独占行為を構成することを認定した場合、訴訟時効期間は、独占行為を構成することを認定する旨の独占禁止法執行機関による処理決定が法的効力を生じたことを原告が知った又は知り得た日から再計算するものとする。

原告が権益を害されたこと及び賠償義務者を知り又は知るべきであった日から3年が経過した場合であって、訴訟提起時において訴えの対象である独占行為が依然として継続しており、被告が訴訟時効の抗弁を提起したときは、損害賠償は原告が人民法院に訴訟を提起した日から3年先に計算されるものとする。権利を侵害された日から20年以上経過した場合、人民法院は、民法典第八十八条第二項の規定に基づいて処理するものとする。

## **六、附則**

#### **第五十一条**

人民法院における独占民事事件の審理においては、訴えの対象である独占行為発生時の法律を適用する。訴えの対象である独占行為が、「全国人民代表大会常務委員会による『中華人民共和国独占禁止法』の改正に関する決定」の施行前に発生し、当該決定の施行後まで継続している場合には、改正後の独占禁止法を適用する。

#### **第五十二条**

本規定は 年 月 日から施行する。「独占行為に起因する民事紛争事件の審理における法の適用に関する若干の問題についての最高人民法院の規定」は同時に廃止する。

本規定の施行後、人民法院の審理中にある第一審、第二審事件には、本規定を適用する。  
本規定施行前に既に発効した判決が下され、当事者が再審又は裁判監督手続に基づいた再審を請求した事件には、本規定を適用しない。

<sup>[1]</sup>は、2012年に発表された「独占行為に起因する民事紛争事件の審理における法の適用に関する若干の問題についての最高人民法院の規定」を指す。以下同じ。

出所：最高人民法院ウェブサイト

<https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-2104.html>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。